

1920年代の農村問題について

——山梨県の事例を基に——

深澤 竜人

【要旨】

本稿は前号に続いて1920年恐慌後に生じた山梨県での小作争議の状況を知るべく、史料的に詳細に確認できるもののいくつかを取り上げて詳解していくものである。前号に続いて、この当時は小作人の考え方・意識が以前と違ってかなり変化しており、地主との対立が激化するばかりか、小作争議の展開は農村問題・社会問題にまで発展していったのである。こうした対立構造の詳細と要因を示すとともに、各方面から出された対応策・見解・主張に関しても詳解していった。

【キーワード】 1920年代, 山梨県, 農村問題, 小作争議, 山梨日日新聞

はじめに

本稿は前稿・深澤（2023d）の継続編である。山梨県下でも第一次世界大戦の後に生じた1920年恐慌の後、小作料の減免を求める形で、各地で小作争議が発生し出した。前稿ではその詳しい状況を知るべく、史料的にある程度詳細に確認できるものとして、1920～1921年に生じた山梨県の豊富村と七里村の小作争議に関して、その詳しい状況を追究した。

深澤（2023a,b,c,d）でも示しておいたのだが、ロシア革命（1917年）や米騒動（1918年）等々の影響を受けて、農民や小作人の考えや意識が変わっていった。第一次世界大戦下での好景気の期間中、小作料が引き上げられたのだが、農村にも好景気が波及していたことから、小作人はそうした高額な小作料に応じることができていた。しかし1920年の恐慌によって、農村・農業・小作人の生計状況は一変し、さらに彼らのおかれた状況は大変厳しいものとなってしまった。これに加えて、また不作などの影響も重なったことから、小作人は地主に対して小作料の減免要求を行なっていった。地主がそれに応じることがない場合には、小作人も上記の意識の変化から、今までとは違って地主の要求には屈せず、ここから地主と小作人との対立構造が激化し、結局小作争議へと事態は発展していったのである。そうした具体的な状況に関して、前稿・深澤（2023d）では一地方・地域としての山梨県下の状況について把握・確認するべく、特に上記二つの事例（1920～1921年にかけて生じた豊富村と七里村の小作争議）に関して追究した。

本稿ではそうした背景と経緯を受けて、山梨県におけるその後の展開が主題となっていく。と言うのも、上記二つの小作争議はかりそめにも一応の決着を見たものの、さらなる大きな問題と本稿での対象はこの後の事態であったからである。この後の1920年代には、山梨県では小作争議が非常に多発するようになっていった。小作争議の発生件数の詳細またその要因等々は後述するとしても、小作争議の発生件数自体がすこぶる増加し、逆説的な表現を用いれば、「発生しない村・字の方がおかしい」というほどまでの多発状況になっていったのである。これは全国的にも同様である。

これほどまでに増加した小作争議（大きな把握・用語では「農村問題」さらには「社会問題」）であるが、本稿ではそれらの山梨県での全体像と合わせた詳細、そして推移と展開についてまず把握していき、それとともに、公的機関から打ち出されてきた打開策・対応策、さらにまた特に当時の有識者あるいは当時の代表的なマスコミである新聞記事等々はいかなる主張・見解・認識であったのか、（これによって当時のおおよその世論が知れるため、）これらについて追究していくこととする。

1. 小作争議発生の基本的構造・因果関係

1-1. 小作争議の多発状況

最初に小作争議が多発していく状況を、まず数値面から把握確認しておきたい。小作争議の件数自体に関しては、すでにいくつかの史料とともに先行研究で示されているのであるが、本稿ではさらにいくつかの史料から以下の表1（次頁）を作成した。

各種の史料・統計によって数値把握は変わってくるのであるが、小作争議の数自体が1920年代になって増加しているのは明確である。1924年がピークと言うところであろうか。小作争議に関わる土地面積や争議に関わる小作人の数の増加も著しく増加している。このように山梨県内各地で小作組合が結成されて、小作人はそれにまともっていったためである。

このような増加の詳細に関して説明を加えると、以下の要因と背景がある。本稿「はじめに」でも示したように、1917年にロシア革命が、そして1918年に米騒動（山梨県の場合「若尾邸焼き討ち事件」）が生じ、これらが小作人の階級的自覚を促したこと（これらの詳細に関しては深澤〔2022c,2023ab〕）。1920年に経済恐慌が生じ、今までの第一次世界大戦（1914～1918年）での大戦景気やその後の戦後ブームとは違って、この恐慌で農村・農業・小作人の生計状況は大変厳しいものとなったこと（これらの詳細に関しては深澤〔2022b,2023bcd〕）。こうした苦境において、さらに不作などがあった場合、小作人は地主に小作料の減免要求を出していった。しかし地主がそれに応じることがない場合には、小作人も

表 1. 小作争議の件数ほか

年	争議件数 (A)	争議件数 (B)	結果	争議件数 (C)	争議件数 (D)	面積	地主	小作人
1919	9			38	3	260		
1920	12	8	全部解決	11	12	787	97	1,902
1921	18	23	小作側の要求貫徹1件, 互譲20件, 自然解決1件, 未解決1件	19	18	885	1,104	1,577
1922	41	12	小作側の要求貫徹3件, 互譲7件, 地主土地引上げ1件, 未解決2件	31	41	2,082	592	3,638
1923	45				43 か 45	978	460	3,006
1924	49				49	2,031	534	3,476
1925	43				38	1,344	304	2,877
1926	39				23	3,215	164	1,094
1927	38							
年	争議件数 (E)	地主	小作人	減額要求				
				最高 (割)	最低 (割)			
1919	3	18	527	1.5	0.5			
1920	11	135	1,445	2.0	1.0			
1921	14	164	1,534	3.0	1.0			
1922	45	636	4,274	2.0	1.0			
1923	47	456	3,243	3.0	1.0			
1924	54	569	3,897	5.0	1.0			
1925	33	297	2,705	5.0	1.0			
1926	36	403	4,007	5.0	0.5			
1927	36							

(資料出所：A欄は農林省農務局(1929)349頁。B欄は『山梨日日新聞』1922年9月30日「山国に波動せる時代争議」。C欄は『山梨日日新聞』1923年10月20日「県下小作争議の誘因」。D欄は『山梨日日新聞』1926年12月10日「深刻化する小作争議」。1923年の数値は印刷の関係で43のようにも見える。E欄は大杉(1950)241頁。空欄は記載なし。B欄の「争議件数」と「結果」の件数で計算が合わない年もあるが、原文のままとした。D欄の「面積」は単位が記載されていないが、他の史料と突き合わせた場合、「町」と考えられる。1921年のD欄の「地主」の数は誤記と思われるが、原文のままの数値である。)

上記の階級的自覚と意識の変化から、彼らがかつてのような地主への従順・隷属的態度は最早改め、地主の主張（あるいは地主の無自覚）には屈しなかった。こうして農村での地主と小作人との対立構造は激化し、その対立は結局小作争議へと発展していったのである。

1-2. 小作人の生活状況

小作争議発生の変因・背景に関して大枠での理解・把握は上記のとおりとして、次にもう少し詳しく状況をつかんでいくこととする。まず上述のような当時期における小作人の生活状況に関して、特には彼らがおかれた過酷な状況、具体的には零細的困窮状況について、以下の史料で改めて把握確認し、認識していきたい。

筆者はすでに深澤（2021c,2022bc,2023bcd）などで、当時の小作人がおかれた過酷な状況、具体的には零細的困窮状況に関して、農村・農民の低生産性、小作人に課せられた高額な小作料の詳細、総じて農家・農民・小作人の零細的な生活状況、そこから生じる地主・小作人との確執や対立状況、これらを詳解してきた。今回また別に新たな史料、三恵村加賀美（旧・若草町、現・南アルプス市）・松島村（旧・敷島町、現・甲斐市）の事例が得られたので、それをもって上記の状況に関して改めてまた重ねて認識把握していくこととする。その史料の一つは、「農民が調査した小作人の生活状態」（『山梨日日新聞』1923年1月24日）である。以下その詳解によって、改めて当時期における小作人の状況が認識把握できくる。その史料は以下のように伝えている¹。

近來県下各地に地主対小作人の争議が頻々として起るが 小作人の生活状態に就いて其筋の調査もあるが 農民自身が自らの生活をその儘現したものは中巨摩郡三恵村加賀美小作組合で調査した収支計算表である。それに依る

¹ 以下の引用に当たっては、旧漢字体を当用漢字体に改めた個所がある。原文には漢字に振り仮名や、傍点による強調、大文字・小文字の違いがあるが、それは省略した。また、原文の平仮名には濁点があるものとないものがあるが、原文のままとしてある。なお、読みやすさを考えて、引用上一マス開けた個所もある。

と [以下、要点を示す。計算が合わない場合もあるが、原文のままの数値である。数字は見やすく算用数字に改めた.]

米田1反歩(男21人、女6人で作って)30銭の純益

【支出内訳】

畦に大豆を作る	敷藁45把 蒔大豆1斗8升	6円75銭
苗代の肥料	大豆1升が60銭 粃種子6升が1円	
	田へ入れる肥料大豆粕3枚と過磷酸2仄が	11円65銭
	馬耕料が	7円50銭
収穫後	空俵9つと縄9房が	2円25銭
	道具の消耗費が	2円
		ここまでで31円75銭の支出
地主へ	6俵4分を価格にして	60円80銭を地主に収める
		都合92円55銭の支出

【収入内訳】

粃8.5俵 80円75銭 藁90把 6円30銭 畦大豆9升 1円80銭
 合計92円85銭

差引き僅かに30銭の利益を得るのに要した人手は 苗代から製俵運搬まで延べて男21人2分、女6人7分

男1人の日当 1円50銭 女1人の日当 1円10銭

結局33円90銭の欠損

麦作は18円88銭を支出して27円34銭の収入を得るから、差引き8円46銭の利益となるが、男女各14人半の労銀を見積れば28円34銭の欠損となる。

斯くの如く小作人は其の本業では僅かの利益を得るに過ぎないが 種々の副業に依つてこの窮状を緩和して居るのである

と、このように示されている。つまり、収支金額の内訳計算上の不突合はともかくとして、稲作と麦作、つまり田畑での収支はこれによると結局のところ赤字・欠損となっている。これだけでもすでに上述の当時の農家・農民・小作人の

過酷な状況、零細な生活状況のほどが知れるのであるが、さらにその要因や詳細内容を見ていくと、以下の指摘と把握が得られる。

まず収入の部の中にある稲作・米（粳，1反で）8.5俵という収穫量は、当時とすれば「中」から「上」の収穫量となろう²。ただ現在の2023年と比較してみれば、少ない収穫量での低生産性と言える。（現在の稲作農法・高収穫量は、この後の機械化・化学化・品種改良等々の成果・結果であるのだが。）これによって上述でも指摘したとおり、（今日と比較してのことであるが、）当時の農村・農民の低生産性のほどが改めて知れよう。（現在との比較は、深澤〔2022b〕にて詳しく示してある。）

その収穫量8.5俵の内、6俵強を地主に地代として納めるのである。小作料率70%以上である。これはかなり高額な小作料率である³。以下の注の（2）で松島

² 深澤（2023d）の3-2を参照。また本文当該箇所の状況をさらに明確にする二つ目の史料として、農商務省農務局（1922）に中巨摩郡松島村の収穫高と小作料が、以下のとおり掲載されているので確認されたい。本文の指摘と同様な、低生産性（上田1反で最高3石＝7.5俵）と、高率な小作料（最高83%以上）のほどが知れる。

平年二於ケル水田ノ小作料及収穫高（一反歩当）

大字別	島上条	中下条	大下条	長塚	天狗沢
上田					
収穫高	3,000石 (裏作 大麦3,000石)	3,000石 (同3,000石)	3,000石 (同3,000石)	3,000石 (同3,000石)	3,000石 (同3,000石)
小作料	2,511石	2,511石	1,895石	1,815石	1,633石
中田					
収穫高	2,400石 (裏作 大麦1,800石)	2,400石 (同1,800石)	2,400石 (同1,800石)	2,400石 (同1,800石)	2,400石 (同1,200石)
小作料	1,996石	1,996石	1,665石	1,452石	1,450石
下田					
収穫高	1,800石	1,800石	1,800石	1,800石 (同1,200石)	1,800石
小作料	1,089石	1,089石	1,089石	1,089石	0,726石
収穫高二対スル小作料ノ割合 (百分率)					
上田	83.70	83.70	63.17	60.50	54.43
中田	83.17	83.17	69.38	60.50	60.42
下田	60.50	60.50	60.50	60.50	40.33

（資料出所：山梨県議会議事事務局〔1974〕1176頁。）

³ 深澤（2023d）の3-2を参照。

村の事例を示しているが、そこでは小作料率最高83%以上である。これらは江戸時代、年貢を納めていた際の五公五民や六公四民といった納入数値をはるかに超えている。これらによってやはり上述のとおり、小作人に課せられた高額な小作料の詳細、同時にまたその一例が知れる。なぜにこれほど高い小作料を小作人は地主に取めなければならなかったのか、という点に関しては本稿の1-6で触れていくとして、まずは論点を進めていく。

結局のところ、こうした赤字・欠損を賄うために、上述の史料にもあるように、「小作人は其の本業では僅かの利益を得るに過ぎない」。「種々の副業に依つてこの窮状を緩和して居るのである」、とも指摘される状態であったのである。こうした状況はここでしてきた三恵村だけの状態ではないのである。前稿・深澤(2023d)でも取り上げた七里村下小曾の場合でも、小作人は「農耕地ノミニテハ生計ヲ維持スルコト能ハス」であった。あるいはまたさらに、前稿・深澤(2023d)では甲府市千塚・大宮村辺りの事例も示したが、まさに大同小異である。よってこうした高い小作料の負担を併存した小作人の過酷な状況は、当時一般的なものであった。

さらに結局、こうした状況を何とか切り抜けるためにも、農家・小作人は副業としての養蚕を営み、また子供たちを出稼ぎに出して現金収入を得ていたわけである。しかしこのことは逆に、養蚕から取れる生糸の価格や諸物価の上がり下がりによって彼らの家計・経済は左右され、また出稼ぎ収入を得るべき青年男女の有無が一家の経済に多大の影響をもたらすという、これらの不安定な状態に農家・小作人はあったのである。

1-3. 農家での産出品・購入品の価格動向

明治期以来、近代山梨県経済の主要な基幹産業は農業と繊維産業であった。そこで上記と以下との関連で、この当時農家・農村から産出されていた製品、また逆に購入していた消費財、さらに繊維産業での代表的な製品（繭・生糸・絹織物〔甲斐絹〕）、これらの価格動向を検討・把握しておきたい。

この当時まず農家から産出されていた製品の代表的なものは、米・繭ということである。それらの産出高・価格、これらを見ていくために表2を作成した。

長期的な動向も把握・確認するために1910年から大正期が終わる1926年までを取ってみた。以下のとおりである。

表2. 米・繭の生産・価額ほか

年	米				繭			
	作付反別 (町)	収穫高 (石)	収穫価額 (円)	一石あたりの 収穫価額(円)	養蚕延べ 戸数(戸)	数量 (貫)	価額 (円)	一貫あたりの 価額(円)
1910	18,564.3	259,711	3,789,675	14.6	96,860	1,217,520	4,607,504	3.8
1911	18,649.2	339,365	5,520,474	16.3	97,843	1,322,259	5,370,468	4.1
1912	18,941.8	372,942	7,820,542	21.0	99,526	1,401,900	5,725,452	4.1
1913	19,180.2	327,418	6,859,279	20.9	101,178	1,461,760	6,617,375	4.5
1914	19,531.4	431,077	5,104,553	11.8	102,736	1,405,840	6,087,622	4.3
1915	19,634.9	396,086	5,206,721	13.1	103,158	1,528,210	5,672,275	3.7
1916	19,657.4	409,656	6,665,115	16.3	107,409	1,918,110	9,948,358	5.2
1917	19,685.6	377,660	8,407,688	22.3	110,583	2,086,460	14,249,432	6.8
1918	19,709.0	451,529	16,499,276	36.5	111,186	220,6780	18,313,088	8.3
1919	19,818.6	401,890	21,283,562	53.0	113,784	2,276,820	24,981,720	11.0
1920	19,756.0	438,689	11,095,603	25.3	111,342	1,880,180	11,961,459	6.4
1921	19,937.1	361,189	13,702,388	37.9	109,886	2,036,033	13,893,178	6.8
1922	19,993.7	438,440	11,909,870	27.2	105,330	1,942,680	18,752,033	9.7
1923	20,049.6	431,904	14,190,437	32.9	107,382	2,520,936	25,251,584	10.0
1924	20,101.2	450,327	16,950,214	37.6	107,458	2,556,447	20,342,362	8.0
1925	20,072.5	429,212	15,488,108	36.1	109,718	2,798,801	29,544,091	10.6
1926	19,698.0	407,834	13,093,106	32.1	107,860	2,628,661	22,318,197	8.5

(資料出所：『山梨県統計書』1926年版，第二編，36，82頁。「一石・貫あたりの収穫価額・価額」は筆者が算出した。)

米については作付反別を増やし，収穫高はおおよその増加傾向が伺える。問題はその収益価格であり，「一石あたりの収穫価額」がそれを表している。第一次世界大戦終了後の戦後ブームの年であった1919年までの上昇傾向，1920年恐慌での落ち込み・低下，その後の上下変動，1924年以降の低下・低迷，これらが伺える。

繭に関しては，価額はやはり1919年までの上昇，1920年恐慌での落ち込み・低下がまず確認できる。その後，1922年まで（あるいは1925年から1926年に

かけて) 養蚕延べ戸数・数量に減少が見られる。同じく収益価格を表す「一貫あたりの価額」は1920年までは上記とほぼ同様であるが、変動が著しく、趨勢の見定めがつかない。もっともそれが投機的な性格もあったこの繭価格・繭相場の特徴でもあったのだが。

表3. 蚕糸・絹織物の生産・価額ほか

年	蚕糸			絹織物		
	数量 (貫)	価額 (円)	一貫あたりの 価額 (円)	数量 (反)	価額 (円)	一反あたりの 価額 (円)
1910	253,316	9,449,616	37.3	1,101,476	4,376,959	4.0
1911	256,448	9,330,316	36.4	1,069,726	4,573,263	4.3
1912	276,700	11,131,499	40.2	1,134,028	4,957,444	4.4
1913	258,331	11,073,213	42.9	1,134,674	4,768,922	4.2
1914	242,172	9,128,210	37.7	908,448	3,746,834	4.1
1915	249,554	10,168,487	40.7	828,517	4,234,945	5.1
1916	286,693	15,865,870	59.0	827,762	3,933,786	4.8
1917	328,345	20,702,604	63.1	790,664	5,097,906	6.4
1918	328,331	24,184,124	73.7	1,327,850	11,607,744	8.7
1919	388,493	44,831,123	115.4	1,931,222	25,267,744	13.1
1920	384,017	31,769,986	82.7	56,608	282,095	5.0
1921	377,934	28,513,545	75.4	2,335,121	23,927,848	10.2
1922	366,834	28,182,400	76.8	1,337,284	15,974,415	11.9
1923	384,683	38,182,400	87.1	1,249,807	16,978,463	13.6
1924	443,440	33,508,390	80.9	1,493,474	19,742,062	13.2
1925	511,750	35,891,688	84.5	1,502,435	18,107,788	12.1
1926	484,345	28,513,545	75.5	701,991	8,290,772	11.8

(資料出所：『山梨県統計書』各年版。絹織物の1920年の数値は、原典どおり。「一貫・反あたりの収穫価額・価額」は筆者が算出した。)

表3の蚕糸(生糸)・絹織物の動向はどうであろうか。これも表2と同じく、1919年までの上昇傾向、1920年恐慌での落ち込み・低下、その後の上下変動、1923年以降の低下・低迷状況、これらが伺える。

表 4-1. 甲府市の物価①

(単位：円)

年	米 (上, 一石)	大麦 (一石)	小麦 (一石)	大豆 (一石)	食塩 (40斤)	醤油 (一石)	清酒 (一石)
1910	16.93	6.75	11.19	9.00	1.13	35.00	49.00
1911	20.55	6.90	10.83	9.94	1.08	35.00	50.00
1912	25.78	8.93	11.18	11.62	1.02	35.00	50.00
1913	25.63	10.61	12.26	11.70	1.03	33.63	57.50
1914	18.52	5.50	11.93	11.85	0.96	34.00	50.00
1915	14.70	4.72	11.00	10.75	0.95	32.00	47.00
1916	16.48	5.65	10.93	12.25	0.97	32.50	52.50
1917	25.13	8.50	13.58	16.25	1.08	35.75	62.50
1918	36.50	15.70	21.75	21.83	1.26	41.75	80.00
1919	49.13	18.15	23.95	23.50	1.43	60.50	125.00
1920	39.63	15.95	18.38	20.38	1.90	77.50	142.50
1921	32.50	11.53	18.88		2.01	75.00	135.00
1922	95.00		18.70	7.39	1.98	67.09	140.00
1923	38.83		15.75	7.83	2.05	6.66	120.00
1924	47.45		20.67	8.43	2.07	45.00	200.00
1925	47.45	12.75	23.63	18.80	2.07	75.00	120.00
1926	45.13	8.83	17.28	7.64	2.60	50.00	87.50
年	茶 (百斤)	鰯節 (一貫目)	味噌 (一貫目)	鶏卵 (百個)	牛乳 (一升)	和赤砂糖 (百斤)	紡績綿糸 (百斤)
1910	45.00	6.63	0.35	3.05	0.55	14.50	33.38
1911	47.50	5.31	0.35	2.81	0.50	16.31	33.20
1912	54.00	6.07	0.37	2.70	0.50	17.65	40.66
1913	54.00	6.08	0.40	2.50	0.45	17.46	34.45
1914	54.00	6.50	0.37	3.13	0.40	14.83	37.02
1915	54.00	6.63	0.40	3.25	0.40	18.25	101.25
1916	64.50	6.50	0.40	3.00	0.40	22.00	123.30
1917	66.75	7.13	0.44	3.50	0.48	27.75	165.00
1918	86.00	9.50	0.58	4.38	0.60	25.50	113.15
1919	100.00	12.00	0.88	7.25	0.80	43.00	139.20
1920	120.00	15.25	1.13	9.00	1.20	45.00	127.55
1921	120.00	17.50	0.83	6.63	1.05	27.00	117.50
1922	134.91	17.50	0.68	5.09	0.70	22.45	6.10
1923	133.33	14.58	0.70	5.00	0.70	27.71	6.39
1924	128.00	17.50	0.70	5.50	0.60	24.02	7.85
1925	112.00	18.50	0.74	6.08	0.60	23.81	84.15
1926	100.00	19.50	0.68	7.50	0.78	21.92	6.46

表 4-2. 甲府市の物価②

(単位：円)

年	繭 (一石)	生糸 (上,百斤)	甲斐絹 (一反)	石油 (二鐘)	石炭 (一噸)	薪 (十貫目)	炭 (十貫目)
1910	41.50	925.00	3.88	3.83	10.85	0.39	1.00
1911	39.25	892.50	3.71	3.80	9.43	0.36	0.95
1912	42.75	900.00	4.35	3.81	8.00	0.44	0.95
1913	51.75	951.25	4.25	4.08	9.93	0.42	1.04
1914	47.00	921.50	5.55	4.32	8.71	0.45	0.93
1915	42.50	887.50	5.55	4.23	8.50	0.44	0.90
1916	71.00	1,337.50	5.13	5.74	10.53	0.48	
1917	73.75	1,522.50	6.90	6.08	17.75	0.62	
1918	67.50	1,515.00	8.69	10.18	25.29	0.80	
1919	126.50	2,330.00	11.50	11.78	46.48	1.34	
1920	90.33	2,265.00	11.00	10.68	30.50	1.65	
1921	75.25	1,750.00	8.50	10.35	28.25	1.30	
1922	91.50	2,132.09	8.03	8.61	30.39	1.25	3.35
1923	264.41	2,066.66	8.87	7.50	27.33	1.40	
1924	101.66	1,860.50	8.25	8.16	30.33	1.40	
1925	282.50	1,962.50	7.25	7.40	29.25	1.30	
1926	67.50	1,537.50	6.63	7.50	25.25	1.30	

(表 4-1, 表 4-2 の資料出所：『山梨県統計書』1926 年版。紡績綿糸の 1926 年は「一玉」。空欄は記載なし。)

転じて、当時逆に購入されていた消費財の価格動向はどうであろうか。甲府市にて主だった消費財の価格を、表 4-1 と表 4-2 にて同じく 1910 年から 1926 年まで取ってみた。

これもまた全体的な傾向としては、戦後ブームに当たる 1919 年までの価格の高騰、1920 年の大きな低下。これらは表 4-1 の米・大麦・小麦・紡績綿糸で顕著に見られ、さらに表 4-2 では薪・炭以外の製品にほぼ共通して見られる。ただ問題はその後の状況である。原資料には誤記とも思える箇所もあるが、そのまま掲載してある。それにしても、大きく変動していて(米・大麦・小麦・大豆・醤油・清酒・茶などに顕著)、やはり趨勢が把握しがたい。表 2・表 3 の産出面での価格動向と合わせて、大きな価格・物価変動の中に当時いたことが知れる。さ

らに表4-2の製品の価格には、上限変動はあるものの、表4-1とは違って低下・低落傾向が見られるのである。

このような検討からまとめていくと、1920年恐慌以後の1920年代は激しい価格変動の中にいたこと、特に1925～1926年にかけては、(鶏卵・牛乳・石油といった例外もあるのだが、それ以外には)総じて価格の低下・低落が見られること、これらが把握できてくる。

1-4. 小作争議の発生・展開

1-2で具体的な史料をもって示した当時期における小作人の生活状況、彼らがおかれた過酷な状況、具体的には零細的困窮状況という苦境、1-3で把握・確認した激しい価格の変動、これらに加えて、例えば特に天候不順で農作物が不作となった場合など、小作人は地主に小作料の減免要求を出していったわけである。しかし地主がそれに応じることがない場合には、小作人も既述のように階級的自覚と意識の変化から、地主の主張には屈せず、こうして農村での地主との対立は激化し、その対立は結局小作争議へと発展していった。既述の二地域におけるその後の具体的な事例は以下のとおりである。

三恵村では1923年1月に130名の小作組合が設立され、その小作組合は地主に1922年度の小作料の低減を求めた。しかし地主はそれに応ぜず、1923年度の土地の貸し付けを拒絶し、これによって小作組合と地主との紛争となって、事態は解決の目途が立たず紛糾していった。(以上、『山梨日日新聞』1923年1月18日「三恵村にも小作組合ができた」、1月28日「三恵村加賀美の小作争議依然紛糾」。)

また注の2で取り上げてある松島村では、1921年の稲作は天候不順から平年に比べて20～25%の減収の見込みとなったことから、小作人は小作料の平均30%減とその後の永久的引き下げを地主に求めた。一方、地主側は減額要求が大きいことに難色を示したり、また小作人の団体交渉を認めなかった。対して小作人側は、1921年11月に232名の小作同盟会を設置。(ここで小作人側は、上記三恵村と同じく「小作人一人当り収支計算書」を出している。しかしこれは残存しているものなのかどうか、今のところ筆者・深澤には解らない。)さらにその

後、小作人側は上記の同盟会を中心に、小作組合を組織。ただ紛争自体は、村長の仲裁もあって、12月8日に在村地主側が「契約小作料ノ二割引」を決定、12月16日までに不在地主は「二割五分引」にて解決した。(以上、山梨県議会事務局〔1974〕1177～1179頁。)

このように早期に解決したのものもあれば、しかし紛糾していったものもあって、進展・収束の状況は錯綜している。その数値的な内訳の把握は、表1の「争議件数(B)」である程度知れるとして、地主と小作人の対立問題・事態は以下見るような推移を示し、それは後述のようにまさに「農村問題」となって展開していくのである。

1-5. 小作人と地主との契約内容(地主との契約証書二例を基に)

論点が幾分戻るようでもあるが、本稿1-2と注の2で見たように、かほどに高率の小作料を負担しなければならなかった小作人であったが、ここで改めて彼らが当時おかれた地主との立場状況について、それを実際の契約上の文面をもって明確に認識・把握し確認しておきたい。前稿でもある小作証書を用いて解説したのだが、今回本稿ではそれとは別に新たな小作証書が得られたので、これを確認しながら小作人のおかれた立場状況を見ていくこととする。(以下の引用は、『山梨日日新聞』1922年6月22日「小作虐めの契約慣行／過去の地主は暴君的地位」からである。)

一田式反此小作米一ヶ年八俵

右貴殿ご所有の土地 大正元年一月より大正十年十二月迄十ヶ年期間借用
候処確實なり 然る上は該土地に対し熱心耕作可仕は勿論 損害を及ぼす
等の所為一切致間敷候 小作料の儀は毎年十二月二十五日限り 無相違上
納可仕 万一本人に於いて上納致兼候場合は保証人に於いて上納仕り 貴
殿に於いてご損失相掛け申間敷く云々

以上は穩健にして先〔ず〕通常と称すべきも 次の如きは言語道斷の契約形式なりとす

北巨摩郡某町

一田一反五畝此小作料一ケ年七俵半 但し精選上等米一俵四斗入
 右は貴殿御所持の所 大正二年一月より大正六年十二月迄五ケ年間正に借
 受 拙者小作致候処実正なり 依つて前記の通り毎年十二月二十日限無相
 違相納め可申候 万一風水害年柄雖決して無心〔掛?〕ケ間敷義は申間敷
 若し納方に於いて滞納候節は本人他出 又は何様の事変出来候共 無断に
 て小作地御引揚げは勿論 該地に有之植物は貴殿に於て不残御支配可被成
 候 且又御引揚の収穫にて小作料不足相生候分は保証人に於いて悉皆無償
 納付致し 貴殿に毫も損害相掛け申間敷云々

以上の契約書を見〔れ〕ば 如何に地主が小作人に対して酷薄誅求したりし
 かを推するに足らん

と、このようにある。この記者も言うように、特に後者の契約は、(現代的な見地からではあるとは言え) 一般的に見て、かなり地主側に有利で、小作人にはきつい契約内容であろう。例えば、風水害時での考慮・配慮はなく、いかなる事変が生じようとも地主は小作人に無断で小作地を引き上げ可能、その際その土地の植物は地主のもの、それにて小作料に満たない場合は保証人が連帯して負担すると、こうした契約内容に鑑みて、この記者も「小作虐めの契約慣行／過去の地主は暴君的地位」なる表題を付けて、この記事を掲載し、かような地主を弾劾したのであろう。

このほかにも、本稿本文でも示したような小作人側の過酷な状況を訴え、小作人の悲哀をうたい、彼らに同情を寄せながら、またそれと同時に、上述のような地主の横暴を指摘し糾弾する記事あるいは論調は、この『山梨日日新聞』にて散見することができる(一例として深澤〔2023bd〕⁴)。これが当時の一般的な意識あるいは感覚であったと考えられるとして、事態は先に伝えたように、以下見るような推移となり、まさに「農村問題」となって展開していくのである。

⁴ そのほかにも、『山梨日日新聞』1923年6月8日「小作料は金納制にすべし／横暴地主の壟断は許さないことゝなる」、1923年12月27日「小作争議雑感」「小作人の言草」など。

1-6. 地主側の主張

その前にもう一つ、小作人側の過酷な状況、小作人の悲哀、彼らへの同情、これらのみを指摘し、地主側の主張や言い分を取り上げないのは不公平であろう。上記のように横暴を指摘され、糾弾されることが多かった地主側であるが、例えばどういった理由から小作料の引き下げに応じなかったのか、そうした理由や彼ら地主がおかれた状況などを認識把握しておくことが重要であろう。地主が小作料の引き下げに応じない理由、また地主がおかれた状況、これらに関しては前稿・深澤（2023d）などでも示しておいた。地主が小作料の引き下げに応じないさらなる要因・理由はこの後に示すとして、特に前稿・深澤（2023d）そして以下との関連で、地主側が危惧したのはまず次の点であった。

元来、小作条件は地主・小作人の間で直接交渉して決定するのが慣例であって、両者の間には多年の情義関係が馴致してきた。もし小作組合に交渉権を認め、その役員とすべての交渉を行なうとすれば、農村における従来の小作慣例および美風を根本的に破壊してしまうこととなる。また小作組合の主張が完遂されたとなれば、問題は当地だけに収まらなくなる。これである（詳しくは特に深澤〔2023d〕を参照）。そしてさらに、これが理由で地主は小作人側の要求に応じないと同時に、小作争議が紛糾したのもこうした要因があつたのだからと考えられる。しかし、こうした地主側の抱いていた危惧は、まさに現実となってこの後展開し出したわけである。

さらに地主側の主張を聞こう。『山梨日日新聞』（1923年12月27日）には「小作争議雑感」「地主の泣言」として次のようにある。

小作人は何でも地主がうまい事ばかりしてゐるやうに言ふけれども、実際はそうでない、のつ引きならぬ租税は人一倍納めねばならず、やれ消防だ、やれお祭りだ それ何の寄附だ、何の掛りだと、それは〔それは〕並大抵の事ではない。夫のみならず、御祝儀だ、葬儀だといつても、世間の手前 借金してでも、それ相応の工面をせねばならぬ [中略] 小作料はうんとまけろ、出すものはうんと出せ、それでは話の道理が少し違つてゐはしないかと思ふ。

このように地主側としては出費の多さを指摘している。また前稿・深澤(2023d)では、参考資料として、千塚・大宮村辺りの事例として、『地主の収支』を掲載しておいた。前稿・深澤(2023d)でも若干触れたが、それによると1921年の段階で、一反歩の田地売買価格は一毛作では500円、二毛作では600円。その土地から得られる地主の収入金が、金額にして40円50銭。支出が、租税公課として、地租2円54銭、県税3円45銭5厘、村税1円67銭5厘で、合計7円60銭。このほか水利組合費・農会費を加え、支出の総計は9円50銭ほど。差し引き31円が地主の純益であった。土地の購入金額(500～600円)とその純益(31円)を比較して、年約5分前後の利回りとなる。

原文にはこの後、「大工の日当半ヶ月分にも当たらないのだ、これでは地主も小作人も息が付けられない訳だ」とある。ちなみにこの1921年当時、甲府での大工の日給は2.30円である(1921年『山梨県統計書』第二編, 104頁)。半月を15日労働日として計算すると、34.5円である。また前稿の『地主の収支』の最後にある「年約5分前後の利回り」に関して、この当時の定期預金の金利(『山梨日日新聞』1921年2月22日)が1年で「七朱二厘」とある。他の史料との考察から⁵、「朱」は「分」のことと考えられる。

とこのように、総じて地主の支出の多さを指摘することもできるのだが、逆に地主の豪奢すぎる生活ぶりも多々指摘され、避難される場合も多くある(地主の支出に関する具体的例証は永原〔1972〕290～291頁、地主の豪奢生活への非難の一例としてとしては深澤〔2023bd〕ほか⁶を参照。)

1-7. 小作争議発生要因の総括

ここまでをいったんまとめておきたい。小作争議が1920年代において多発してきた背景や要因を、本稿の1では小作争議発生の基本的構造・因果関係として、小作人の生活状況や高額な小作料、また小作人がおかれた立場内容、これらから示してきた。実際に直接の争議が発生する具体的な動機・原因について、『山梨日日新聞』(1923年10月20日)「県下小作争議の誘因」では、以下のように総

⁵ 『山梨日日新聞』1926年8月16日「自作農創設の国策を助成」を参照した。

⁶ 注の(4)も参照。

括する形でまとめられている。

本県に於ける小作争議の主たる原因とも目すべき事項を順を追つて左に列記すれば

- 一、風水害其他不作に依るもの
- 二、単純に小作料引下げ要求に依るもの
- 三、永久に小作料引下げを要求するに依るもの
- 四、地主の方から小作値上げをせしに起因するもの
- 五、地主から耕地の返還を催促せられしに起因するもの
- 六、其他の事由に原因するもの（例を挙げれば感情問題等）

以上の如き結果に依つて小作争議の原因を為すものであつて 悪思想上から胚胎するものがあつたとしても夫は極めて稀であつて特筆する程の事柄ではないと

このような指摘と分類である。繰り返すが、これらは実際に争議が発生する際の直接・具体的原因の総括である。争議にまで至るようになった基本的な要因、そして小作争議が1920年代において多発してきた背景は、本稿では1-1から1-6のように指摘できると考えるわけで、それが取りも直さず小作争議発生 of 経済面からの基本的構造・因果関係であると、筆者・深澤は本稿でこのように提示する。

一点加えておくと、こうした小作争議が頻発するようになった一要因として、当時の農村・農民における「思想の変化」がよく挙げられている。その点に関して本稿ではすでに具体的に、「小作人の階級的自覚と意識の変化」という表現で示してきた。こうした「思想の変化」に関して、ただマスコミ・新聞あるいは論者によっては違いがあつて、「思想の悪化」という表現を用いながら主張されている場合もある。しかし上記の記事には見られるように、「悪思想上から胚胎するものがあつたとしても夫は極めて稀であつて特筆する程の事柄ではない」としている。つまりこのように、論者によってその「思想の変化」に関する評価は様々であつたわけである。この点は本稿の後の論述（3-3）と関係してくるので注意

しておきたい。

2. 農村問題・社会問題への発展と展開

さてこうした基本構造・因果関係、また要因から派生し、そして非常に数を増していった小作争議であるが、この問題は容易に解決したのもあれば、逆に紛糾したのもあって、その後の進展は様々であった。また指摘しておいたように、その後の特に1920年代後半には事態はさらに展開・錯綜紛糾し、問題は広く「農村問題」、そしてひいては「社会問題」となって発展していった。本稿の後半ではそうした具体的な状況を見定め、同時にどういう形で問題の解決を図っていったのか、あるいは図っていこうとしていたのか、こうした農村問題に対する打開策や対応策、そしてそれが効果を十分果たせたのかどうか、また別な角度からの指摘として識者・マスコミらの主張と見解、これらについて確認・把握していくこととしたい。

2-1. 小作側の新たな展開

小作人側は見てきたように組合を結成し、それにて団結しながら、その中の代表者を通じて地主に対して、まずは小作料の減免要求を出していった。この要求は上記のとおり通ったものもあれば、こじれて紛糾したものもあって、その後の結末や進展具合は様々であった。また小作組合にしても多々あって、上記のように争議や闘争に入るものもある一方で、地主との協調路線を取るものも存在し、各村・字で各種各様であった。

こうした過程・推移とともに、小作人側が新たに、そしてまた徐々に用いていった展開運動は、村・県などの議会選挙によって小作人側の代表者を当選させようとするものであった。小作人の代表者を議会に送って、そこで議会の多数をうまくいけば占めていこうというものである。小作争議はこうして徐々に選挙運動、政治運動とも重なっていったのである。これに関する一番早い記事としては、「小作組合から県会議員を選出せんとする計画がある」（『山梨日日新聞』1923年5月6日）がある。

その後はこの当時のいわゆる「大正デモクラシー」あるいは「普通選挙運動」の動きとも重なって、また当時の二大政党（立憲政友会・立憲民政党）の政治・政策の動向とも重なり、あるいは無産政党、さらにはまた労農党や共産党との政治闘争・階級闘争とも関係するようになり、まさに小作争議・農村問題は政治闘争・階級闘争へと重複するようになっていったのである。（また農村におけるこうした問題は、学術的にはこの後のいわゆる「日本資本主義論争」となって展開していくことは周知の事実である。）

これらの詳細は本稿の対象と幾分ずれてくるため、これ以上は踏み込まずにおくこととして、あるいは他日を期すこととしておきたいが、山梨県での詳細に関しては大杉（1950）・竹川（1934）が詳しい。またこうした農民・小作人の組合の結集は、当時の政治運動・政治闘争に関わる左派・右派の路線の違いから、この後、分離したり集合したりの状況となっていたこともよく知られている（これらに関する図解としては、永原〔1972〕249頁を参照）。

こうした中でも、本稿上記との関連で言及する限りで触れておくと、1924年の2月に山梨県小作組合連合会が発足する運びとなった。その発会式での決議は以下のとおりである（『山梨日日新聞』1924年2月22日「腰弁当草鞋掛けの農民が小作連盟の叫び」）。これによって当時の小作人側の共同の主張のほどがよく知れる。

決 議

- 一、耕地の社会化を期す／一、農民負担の軽減を期す／一、農民教育の普及を期す
- 一、小作立法の確立を期す／一、農民金融機関の確立を期す／一、肥料の官営を期す

1925年には町村議会選挙があり、農民組合のから推薦された小作側の当選者は総数159名で、候補者全体の8割2分を占めたと伝えられている（『山梨日日新聞』1925年9月22日「町村議会選挙と小作団体の立候補結果」）。

このような展開運動や政治とのかかわりのほかに、小作人側が小作争議の際に

用いた方法として、子供らを同盟して学校に行かせないというのも頻繁に用いられる手段であった。これは当時の呼び習わしで、「同盟休校」と言われている。それに関する一番早い記事としては、「小作問題から児童を休校させる」（『山梨日日新聞』1921年11月2日）がある。そこには

農民は多額の教育費を負担して児童を教育することは到底不可能なり 子供の教育も食ふ事を先にせざれば行へえずとて申し合わせの上 夫々児童を休校させ

とある。

2-2. 地主側の抵抗

このように小作人側の勢力が盛り上がる中で、いたずらに小作料の引き下げを要求された地主側も、本稿 1-6 で見たような主張、また自身の従来からの権勢の維持等々様々な理由から、地主側自身でいろいろな対応策を用いるようになっていった。その中の一つとして、小作人側の組合結成に対抗して、地主側は地主側で集まって組合を結成するようになっていった。「地主会」と呼ばれるものがそれであって、これに関する比較的新しい記事として、「農村の革命は刻々迫る／地主も対戦的に会社設立」（『山梨日日新聞』1923年11月28日）などに見られる。

また地主側は小作争議自体を裁判にかけるという方法も、よく用いるようになっていった。これに関する比較的新しい記事として、「法廷に持ち出された小作争議件数」（『山梨日日新聞』1924年9月10日）などがある。そこでの集計は次のとおりである。1923年からの持越し 39件、1924年新規提出のもの 25件、計 64件。このうち判決済みが 30件。取り下げたもの 7件、和解 4件、ほかは未解決。「判決は大抵は地主の勝訴となり、小作人側の勝訴はまだ 1件もない」（同上）とのことであった。

これら地主側の抵抗、そしてその言わば戦術がある程度の効果を持ったようである。このこともあって、既述の表 1 で見るように、小作争議の件数そのものは 1920年代の後半に幾分の減少傾向となったと考えられる。しかしそれによって

小作争議・農村問題が解消・収束していったわけではない。小作争議が主体となった農村問題は既述のように、政治闘争とも裁判闘争とも絡んでいき、当時まさに大きな社会問題となっていたわけである。

3. 各方面からの打開策・対応策

このように当時の農村問題、ひいては社会問題へと発展し転換していった、その中心・核としての小作争議であったが、各方面がただ単にこれらを傍観していたわけではない。いくつかの方面、特に公的機関からは、一定の打開策・対応策が示され、打ち出されていた。ここではそれらに関して確認・把握していきたい。以下で取り上げるもの以外にも各種の打開策・対応策が示されていたと考えられるが、公的機関から出された中である程度有名なのは次のものである。

3-1. 小作調停法の実施 調停委員会の設置

頻発する小作争議に鑑み、1924年12月から小作調停法が実施されることとなった。その内容とすると、争議が起った場合、調停委員会を開催する。その調停委員会は裁判所において、判事が地主・小作人・中立の各立場から適当と認められた者を委員として囑託する。県の小作官も調停委員会に出席して所信を述べる。その後、判事が判断を下す。その判断には強制力がないが、その判断に不調であれば、裁判に回して弁論を開いて判決する。このようなものであった（以上『山梨日日新聞』1924年10月21日「十二月一日から実施の小作調停法は〔以下略〕」）。

1926年9月の現在の調査で、1925年中の小作争議調停事件は5件、その内1件が解決。さらに1926年の8月30日までの調停申立件数は14件、うち決定のもの10件という報告がなされている（『山梨日日新聞』1926年11月8日「小作争議も妥協で解決」）。

3-2. 自作農創設計画

上記以外の対応策として、この当時自作農を創設させる計画が政府と県から発表されている。それについて大枠で把握していくと、県が土地を分譲したい地主

から土地を買って、それを小作人に売り渡して、小作人を自作農にしていこうという計画である。

それを実施する上で山梨県が自作農志望者を照会したところ、当初400名くらいの予定であったところ、応募者はその4倍以上の2,125名に達した。土地購入希望面積は945町5反5畝。一方、土地分譲者は849名ほどで、分譲面積は719町8反2畝。よって土地面積は225町以上が不足である。また創設基金は400万2,008円に達する。これに対して、県の資金は20万円で、県では50万円の創設資金を政府・逓信省に申請した。しかしそこから得られた金額は15万円であったという。(以上、『山梨日日新聞』1926年7月16日「自作農創設」、1926年9月23日「自作農低資」、1926年11月10日「小作人の自作農」)。

これだけでもかなり大変で困難な計画であると伺える。この計画の展開に関して、筆者・深澤が現在把握しているところは以上であり、またこの後の展開と関係して扱うべき問題対象とは、本稿での論旨とずれてくるため、本稿ではここまでの言及としておきたい。

3-3. 公的機関以外の論調・見解

政府や山梨県といった公的機関からの対応策はおよそ上記のとおりであって、以下ではこの時期のマスコミの主張として、主に新聞での論調や見解を確認しておきたい。当時、山梨県で代表的な新聞であった『山梨日日新聞』に依拠していくとして、その同紙だけでも、そしてそれを一読しただけでも、当然多くの論者と数多くの論説・主張が聞かされてくる。

当然それら全部を詳解していくことはできないとして、こうした中でも筆者・深澤が確認した限りで、以下の傾向が看取できる。それは本稿1-5でもすでに若干触れておいたのだが、小作争議が活発化し出した1920年代の前半における『山梨日日新聞』での論調は、小作人側の過酷な状況を訴え、小作人の悲哀をうたい、彼らに同情を寄せながら、またそれと同時に、既述のような地主の横暴を指摘し糾弾する記事あるいは論調が多かった。しかし既述のように農村での地主・小作人の対立構造が完全に鮮明となり、そしてその対立が次第に激化するに従って、同紙での論調には徐々に変化が見られてくる。既存の論調からだんだんと対立の

激化を危ぶみ、さらには農村での協調・融和を説いていく主張・論調となっていくのである。実は筆者・深澤によるこうした指摘と同様の見解・言及が、既に島袋（2013）130頁でもなされているため、これに関して詳細な引用による立証は本稿で行なわなくとも良いであろう。

『山梨日日新聞』によるこうした主張・論調の変化とは別に、この他に上記のように様々な論説や主張が無論多々あったわけであって、それらを金融恐慌（1927年）・昭和恐慌（1930年～）前の1925・26年に限って羅列していくとすれば、以下のとおりである（小見出しは省略）。

- ①上記3-1・2の政策を云々するもの（『山梨日日新聞』1926年7月26日～8月2日、8月16日など）。
- ②農業の機械化を説くもの（『山梨日日新聞』1925年1月17日など）。
- ③土地の国有化を云々するもの（『山梨日日新聞』1925年2月11日～19日、11月11日、1926年7月29日など）。
- ④愛国的な観点と合わせて、農村・農民の刻苦勉勵を説くもの（『山梨日日新聞』1926年8月25日～27日、12月7日など）。
- ⑤当時興隆してきたマルクス主義、あるいはその階級闘争論に依拠した分析や主張（『山梨日日新聞』1926年9月27日など）。
- ⑥上記⑤への反論（『山梨日日新聞』1926年9月27日、11月27日など）。

このように様々であった。この他にも示せば切りがないが、そうした中でも興味深いのは、「政論随想／ゆずり屋にて【五】／山口民蔵」（『山梨日日新聞』1926年9月27日）である。この主張はこの時期の言論を総括するような内容が盛り込まれているため、本稿では以下結びにかえながら、その著者・山口の主張の一部を取り上げてみたい。

結びにかえて 1（時代の激動性）

著者・山口は以下のように切り出していく。

社会不安…思想動揺が現代の特長となつた。今日の社会は道徳的にも経済的にも非常に動揺し、思想界は大渦巻時代である [中略]

我国家に於ける思想の大渦巻は之を歴史的に見れば凡そ三回の思想大渦巻時代がある。第一は仏教渡来当時、第二は西洋文明流入時代、第三は無産階級台頭の現代である。(「政論随想／ゆずり屋にて【五】／山口民蔵」『山梨日日新聞』1926年9月27日.)

と、このように、古くは飛鳥時代以前の仏教伝来の時、明治維新頃の西洋文明流入の時、それらに匹敵するほどに、この本稿で扱ってきた1920年代を「思想の大渦巻時代」とであると、このように著者・山口は把握しているわけである。それもマルクス主義で示される「無産階級の台頭」という定義づけ・特徴づけとともにである。筆者・深澤は本稿を通じた結果として、「確かに、さもありなん」というような感慨となってくるのであるが、それらに関して本稿で扱ってきた論点とをここで重ね合わせて総括していくとすれば、以下のとおりである。

ロシア革命(1917年)や米騒動(1918年)等々の影響を受けて、農民や小作人の考えや意識が変わっていた。さらに1920年の恐慌やその後の物価変動などによって農村・農業・小作人の生計状況は大変厳しいものとなり、小作人が当時おかれた過酷な生活状況に加えて特に不作となった場合など、小作人は地主に小作料の減免要求を出していくようになった。ここには小作人側の既述のような階級的自覚と意識の変化が加味しており、彼らはかつてのような地主への従順・隷属的態度は最早改め、結局1920年代は小作争議がいたるところで発生していった。のみならず、農村での地主との対立構造はさらに激化し、それは農村問題、ひいては社会問題にまでなっていた。

これらの事象に関して今までとは違っているとことは、まさに著者・山口の言うような無産階級(ここでは小作人側)の台頭を特徴としており、またそれが基本にあつて社会問題にまで発展していったわけである。そしてこうした事象・現象は、思想的にかつて見られた「大渦巻時代」と同様なものであると、しかしこれは当時、誇張しすぎた認識・把握でもなかつたのであつたらう。なぜならば上

記確認したように、今までとは考えられないほどに無産階級（小作人側）の意識は変化し、そして実際に要求実現を敢行するための実践行動が、それも沸騰するかのよう発生してきた。つまりはマルクス主義的に言えば、彼ら無産階級（小作人側）の台頭を特徴とした問題・矛盾の発展と展開あるいは深化が、この時期完全にそれも明確に出現してきたわけである。

そしてまた3-3で確認したように、状況ほかが様々にして錯綜するほどに、思想的にも各種の論調・見解が出てきた。さらに3-1と3-2で確認したとおり、公的機関からは具体的な打開策・対応策が一応出されてきたものの、それらによる解決の道筋は当時不明瞭であった。つまりは上記の社会問題は、収束・解決の道筋が見えていなかったのである。まさにこの先一体どうなっていくのか、先行きの見通しや見当がつかない時代となっていたことだと考えられる。こうした状況と意味合いから、完全に1920年代後半の当時はかような激動的な「大渦巻時代」であったと、このように本稿今までの考察からして認識できてくる。

ではさて、このような状況を背景・基礎として押さえた後、今後事態がどのように展開していくのか、これが筆者・深澤の今後の課題として、すでにもう与えられているところである。

結びにかえて 2（時代の激動性を解明するマルクス主義の優位性）

これに加えて一点、以上の内容を把握した上で、筆者が同時並行的に進めている研究テーマと関連させて、さらに内容を深めておきたいのが以下の点である。

これも既に若干触れてきたことでもあるが、この当時マルクス主義がかなりのほど、興隆していたのである。特に有識者においては、具体的には上記3-3の⑤⑥のように、マルクス主義に賛成するか反論するかは別として、マルクス主義の論理・内容・主張・見解等々はすでにもうかなりのほど、人口的に広く膾炙されていたことが知れよう。上記取り上げた「無産階級の台頭」など、その良い一例でもある。（この当時とその前後におけるマルクス主義・マルクス経済学の影響力に関しては、深澤〔2018,2019ab,2020,2021a,2022acd,2023ab〕を参照。）

このようにマルクス主義の論理・内容・主張・見解等々が広まってきた要因に

関して、本稿で示した内容と絡めて再考してみた場合、以下のことが言える。マルクス主義が説く論理・内容がまさに、またかなりのほど見事に、この当時の現実と現象を捉えていたからだと考えるところである。例えば、無産階級（本稿では小作人側）のおかれた困窮状況、彼らが有してきた階級的自覚と意識の変化、そこから発生してきた地主階級との対立の激化、いわゆる階級闘争の発生とその論理、このような無産階級（小作人側）の台頭を特徴とした矛盾・問題の発展あるいは深化、または展開と顕現、これらがこの当時如実に噴出してきたわけであって、これらこそはまさにマルクス主義の説いている論理・内容そのものであった。そしてそれらマルクス主義の説いていた論理・内容が、まさに現実と見事に合致し、同時にこの当時の現実を見事に捉えていた。標題のように、「時代の激動性を解明するマルクス主義の優位性」と記したのは、こうした意味内容からである。確かにこの当時、マルクス主義・マルクス経済学の時代と現実を把握する卓越した優位性が明確に示されていたと考えられ、それが取りも直さず、マルクス主義・マルクス経済学が興隆していった大きな要因であったと捉えられる。であったればこそ、上記のようにこの当時マルクス主義がかなりのほど、（それに賛同するか批判するかは別として、）着実に影響力を増して発展していったのだと、このように考えられるところである。

前項と同じく、ではさて、このような状況を背景・基礎として押さえた後、これがこの後の時代においてどのように展開していくのか、これもまた筆者・深澤の今後の課題となってきたところである。

【参考文献】

- 大杉彦助（1950）『山梨農民運動史』文化山梨社。
 島袋善弘（2013）『近代日本の農村社会と農地問題』御茶の水書房。
 竹川義徳（1934）『山梨農民運動史』大和屋書店。
 永原慶二ほか（1972）『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会。
 農商務省農務局編（1922）『小作参考資料 小作争議ニ関スル調査』（山梨県議会事務局編さん〔1974年〕に所収）。
 農林省農務局（1929）『昭和三年小作年報』慶応義塾大学蔵（Google Booksで閲覧可）。
 深澤竜人（2018）「マルクス経済学（マルクス主義）導入時の検討——日本マルクス

経済学史Ⅰ——』『山梨学院生涯学習センター紀要』第22号.

—— (2019a) 「河上肇のマルクス経済学への転身に関して——日本マルクス経済学史Ⅱ——』『山梨学院大学経営情報学論集』第25号.

—— (2019b) 「大正デモクラシー期におけるマルクス経済学の興隆に関して——日本マルクス経済学史Ⅲ——』『山梨学院生涯学習センター紀要』第23号.

—— (2020) 「日本における1920年代のマルクス主義興隆の要因（日本マルクス経済学史Ⅳ）——『左傾学生生徒の手記』を中心として——』『立正大学経済学季報』第70巻第1号.

—— (2021a) 「在野における日本資本主義論争——日本マルクス経済学史Ⅴ——』『山梨学院生涯学習センター紀要』第25号.

—— (2021b) 「明治40年（1907年）時点での山梨県の小作料に関して』『経済学季報』立正大学経済学会，第71巻，第2号.

—— (2022a) 「明治期における山梨県での社会主義に関する認識・理解把握（日本マルクス経済学史Ⅰ-②）——大逆事件（1910年）まで』『山梨学院大学経営学論集』第3号.

—— (2022b) 「1910年代における山梨県下での農家・農民の変容』『経済学季報』立正大学経済学会，第72巻，第1号.

—— (2022c) 「ロシア革命・シベリア出兵に関する地方新聞の報道と主張——山梨県に代表させて——』『経済学季報』立正大学経済学会，第72巻，第2号.

—— (2022d) 「山梨県における米騒動（1918年）について』『経済学季報』立正大学経済学会，第72巻，第3号.

—— (2023a) 「ロシア革命とマルクス主義・マルクス経済学の興隆との関連に関して——日本マルクス経済学史Ⅰ-③——』『山梨学院大学経営学論集』第4号.

—— (2023b) 「1919時点での山梨県における地主・小作人の関係について』『経済学季報』立正大学経済学会，第72巻，第4号.

—— (2023c) 「山梨県における1920年恐慌の状況』『経済学季報』立正大学経済学会，第73巻，第1号.

—— (2023d) 「1920～21年における山梨県の小作争議について——豊富村と七里村の例で——』『経済学季報』立正大学経済学会，第73巻，第3号.

山梨県議会事務局編さん（1974）『山梨県議会史』第三巻，山梨県議会.

『山梨県統計書』山梨県立図書館蔵，各年版.